東京都公安委員会告示第 2200 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の４第６項により弁明の機会を付与するので、同条第７項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 2 日

東 京 都 公 安 委 員 会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目７番26号　有明フロンティアビルB棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8 年 11 月 30 日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の４第６項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

合同会社 ＢＲＥＡＴＨ　ＭＯＴＯＲ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-103-260930-204972）
スリーエス　合同会社	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-106-260923-412588）
西澤　宣樹	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-108-260911-203101）
吉井　裕哉	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-890-260918-453120）